

相談者	50代男性
空き家所在	仁古田
相談内容	
<p>【相談内容】</p> <p>○弟が住んでいた家があり、6月に亡くなった。 今後どうしたら良いかわからない。 ○とりあえず、今は相続登記と片づけをしている。 ○自分も一人なので、今後どうしたら良いか相談したい。</p> <p>【相談結果】</p> <div style="border: 1px solid black; width: 50%; margin: 10px auto; text-align: center; padding: 5px;">非公開</div>	

相談者	青木村在住女性
空き家所在	中央2丁目
相談内容	
<p>【相談内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○手放したいが、方法がわからない。○実際の所有者は義理の兄(姉の夫)だが、姉含め既に故人。 姉夫婦には子がおらず、兄弟も死亡している。○姉夫婦の甥はいるが、その甥から管理を一任されている。 <p>【相談結果】</p> <ul style="list-style-type: none">○市で寄付を受け付ける物件ではない。○まずは相続登記をしないと売買等ができない。○今回相談者は相続人ではないため、相続人が主体的に手続きを行う必要がある。○相続登記完了後は空き家バンクを利用して売買等ができる可能性がある。	

相談者	80代女性
空き家所在	常田2丁目
相談内容	
<p>【相談内容】</p> <p>○手放したいが、方法がわからない。</p> <ul style="list-style-type: none">・接道がないため、売れないのではないか。・所有は亡くなった夫のままとなっており、夫とその前妻との間にいる息子とは連絡が取れない状況。 <p>○ここ2年くらいは手におえず、管理できていない。</p> <p>【相談結果】</p> <p>○まずは相続登記をしないと売買等ができない。</p> <p>○接道がないため、今後利用できる敷地にするには接道できるように土地を購入する必要がある。</p> <p>○現在も老朽化してきていることから、今後近隣から苦情が来るとも考えられる。</p> <p>○相続登記の完了と接道ができれば、今後空き家バンクを利用して売買できる可能性も考えられる。</p>	

相談者	長野市在住男性
空き家所在	下塩尻
相談内容	
<p>【相談内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○相続について知りたい○処分方法について知りたい(ただし家屋はほぼ廃屋であるため、解体しかないと考えている)○所有者は相談者の父にあたり、未相続状態。 <p>【相談結果】</p> <ul style="list-style-type: none">○相続については相談者含め5名となっている。司法書士に依頼してはどうか。○老朽化しており、空き家バンクを利用しての利活用は難しい。○解体については上田市の老朽危険空家解体事業補助金を利用できる可能性がある。○まずは相続登記を行い、相続人の中で解体費の負担について相談してはどうか。○相続放棄については、現在の所有者が亡くなってから時間がたっており、できない。相談者に相続後、相談者の子供が相続放棄をする場合は、預貯金等の他の相続財産も放棄することになるのでお勧めしない。	

相談者	60代男性
空き家所在	西内
相談内容	
<p>【相談内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○管理が難しいため、売却したい。○建物はしっかりしているが、明治建て○所有者は相談者、相談者の妻、息子の3名の共有 <p>【相談結果】</p> <ul style="list-style-type: none">○家屋の状態が良く管理も行き届いているため、空き家バンクを利用して売買してはどうか。○隣接の農地も空き家バンクを利用すれば、農地付きの空き家として売買可能。○屋根の上に乗っている太陽光については、売電等の契約内容を確認する必要がある。(残っているローン、太陽光パネルはリースなのか等)	

相談者	60代男性
空き家所在	真田町本原
相談内容	
<p>【相談内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○相続済み○これからの活用について <p>【相談結果】</p> <ul style="list-style-type: none">○当該地単独では接道がなく、他の民地を通らないと出入りができない状態であり、今の状態では空き家バンクを利用して売買することは難しい。○隣接の土地が売りに出る際に一緒に売買する、もしくは隣接の土地所有者に購入してもらう方法が考えられる。○隣接筆の一部を購入して出入り口を確保できれば、当該地単独でも売買できる可能性がある。○まずは隣接土地所有者の意向を確認してはどうか。	